

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 条 例

○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第55号	(市町村課)	2
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第56号	(財政課)	6
○サービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	第57号	(人事課)	9
○愛知県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	第58号	(資源循環推進課)	10
○愛知県医療療育センター条例の一部を改正する条例	第59号	(障害福祉課)	11
○愛知県ふぐ取扱い規制条例の一部を改正する条例	第60号	(生活衛生課)	11
○愛知県食品衛生条例の一部を改正する条例	第61号	(同)	12
○愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例	第62号	(生涯学習課)	12

本号で公布された条例のあらまし

◇愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例 (条例第55号)

- 1 介護保険法に基づき介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出を受理する等の事務を東三河広域連合に移譲する等市等が処理することとする知事の権限に属する事務の追加等を行うこととした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日から施行することとした。

◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例 (条例第56号)

- 1 食品営業許可事務の34許可申請手数料を32許可申請手数料に再編することとした。
- 2 新たに家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料始め2手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 3 この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日から施行することとした。

◇サービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (条例第57号)

- 1 新たに職員になった者がサービスの宣誓に当たって行う宣誓書への署名なつ印について、なつ印を不要とし、宣誓書への署名に改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例 (条例第58号)

- 1 更に5年後を目途として条例の規定について検討を加えることとする規定を設けることとした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇愛知県医療療育センター条例の一部を改正する条例 (条例第59号)

- 1 愛知県三河青い鳥医療療育センターの診療科目に外科及び眼科を追加することとした。
- 2 この条例は、令和3年1月1日から施行することとした。

◇愛知県ふぐ取扱い規制条例の一部を改正する条例（条例第60号）

- 1 ふぐ処理師試験の受験資格を廃止することとした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。

◇愛知県食品衛生条例の一部を改正する条例（条例第61号）

- 1 食品衛生法の一部改正により、食品等を取り扱う営業施設の基準を定める上で参酌すべき基準が食品衛生法施行規則で定められることに伴い、同基準を本県における基準とすることとした。ただし、飲食店営業を組立式の店舗その他の簡易な施設により行う場合、魚介類販売業を自動車により行う場合その他特別の理由がある場合であって、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、基準の一部を緩和し、又は適用しないこととすることとした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。

◇愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例（条例第62号）

- 1 愛知県美浜少年自然の家の名称を愛知県美浜自然の家に変更することとした。
- 2 愛知県旭高原少年自然の家の名称を愛知県旭高原自然の家に変更することとした。
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

条 例

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月十八日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第五十五号

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例

愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二の項及び三の項中「岡崎市」の下に「一宮市」を加える。

別表第四の三の項中「岡崎市」の下に「一宮市」を加え、同表の七の項中「及び岡崎市」を「岡崎市及び一宮市」に改め、同表の八の項中「岡崎市」の下に「及び一宮市」を加え、同表の十三の項中「岡崎市」の下に「一宮市」を加え、同表の十四の項中（一）及び（二）を削り、（三）を（一）とし、（四）から（八）までを二号ずつ繰り上げ、同項（九）中「第六十二条及び」を削り、同項（九）を同項（七）とし、同項（十）中「（九）」を「（七）」に、「工場等その他の場所」を「特定化学物質等取扱事業所」に改め、同項中（十）を（八）とし、「岡崎市」の下に「一宮市」を加え、同表に次の一項を加える。

<p>十五 県民の生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> （一） 条例第六十二条の規定により地下水の揚水量の減少を勧告すること。 （二） 条例第六十三条の規定により水量測定器の設置等の報告を受理すること。 	<p>豊橋市、岡崎市及び豊田市</p>
---	---------------------

愛知県条例第五十八号

愛知県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

愛知県産業廃棄物税条例（平成十七年愛知県条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 9 知事は、愛知県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（令和二年愛知県条例第五十八号）の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

愛知県医療療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十九号

愛知県医療療育センター条例の一部を改正する条例

愛知県医療療育センター条例（平成三十年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二愛知県三河青い鳥医療療育センターの項中「内科」の下に「外科」を、「泌尿器科」の下に「眼科」を加える。

附 則

この条例は、令和三年一月一日から施行する。

愛知県ふぐ取扱規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六十号

愛知県ふぐ取扱規制条例の一部を改正する条例

愛知県ふぐ取扱規制条例（昭和五十一年愛知県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「営業の」を「魚介類販売業又は魚介類競り売り営業の許可を受けた者、同項の規定により飲食店営業、水産製品製造業、複合型そらざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の」に、「魚介類せり売業者、魚介類販売業者、飲食店営業者」を「者」に改める。

第七条第二項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。